

電子渡航認証システム (ESTA)

はじめに

米国国土安全保障省は、2009年1月12日より米国へ渡航する前に電子渡航認証システム (Electronic System for Travel Authorization: 以下、ESTA という。) を利用して承認を得ることを義務化しました。そこで今回はこの ESTA について取り上げてみます。

1. ビザ免除プログラム (VWP)

もともとは日本から米国へ渡航する際には、パスポートの他にビザ(査証)を準備する必要がありましたが、渡航者が増加するにつれてビザ発行が膨大な事務量となり、発行までに時間がかかるなどの理由から、ビザの発行を免除する必要に迫られました。こうしてできた制度が「ビザ免除プログラム」(Visa Waiver Program: 以下、VWP という。) です。

VWP を利用して米国へ渡航する際に、ビザ取得を免除される代わりに、テロ発生を未然に防止する観点などから、ESTA によって事前に渡航者の個人情報などを申請し承認を得ておくことが義務付けられたのです。ただし、ESTA の承認を得ただけでは必ずしも入国を許可されたことにはならず、別途入国審査を受ける必要があります。

2. VWP に基づく ESTA の利用条件

VWP に基づく ESTA を利用するためには、主に次のような条件があります。

- ①有効な機械読取り式パスポート (MRP) 又は e-パスポート (IC 旅券) を所持していること
- ②渡航者の国籍は日本などの VWP 参加国であること
- ③目的が商用、観光又は通過であること
- ④米国での滞在期間が90日以内であること
- ⑤空路又は海路で入国する場合は、上記の他に往復又は次の目的地までの航空券・乗船券

を所持していること

- ⑥国土安全保障省と協定している VWP 参加航空会社又は船会社であること
- ⑦記入済みの「出入国記録 (I-94W)」(航空会社や船会社から入手) を所持していること (この記録は将来的には廃止を検討) これらの条件が満たされないときは、ビザを取得して渡航することとなります。

3. ESTA の申請

申請処理の流れは次のとおりとなります。詳細は図表 2 を参照願います

図表 1 : ESTA の申請処理の概要

ステップ	主な処理
1. 申請書の入力	はじめての申請は画面左側の「申請」をクリックする
2. 申請書の送信	全ての入力情報を確認し再度パスポート番号を入力し、画面に浮き出ている画像認証上の文字を入力し、「申請」をクリックする
3. 申請番号の受領・記録	申請番号が発行されるので、記録する
4. 申請に対する回答の受領	次の3種類のいずれか ○許可：回答画面を印刷保管 ○保留：72時間以内に回答 ○拒否：ビザの申請が必要

4. ESTA の有効期限

承認された日から2年間、又はパスポートの有効期限のうち、いずれか早い期日まで有効となります。

さあ、皆様も米国へ渡航する際に下記アドレスへチャレンジしてみてください。今のところ申請手数料は無料となっています。

<https://esta.cbp.dhs.gov>

図表 2 : ESTA 申請手続きの主な概略フロー

